

「新岡山県消費生活基本計画」

～消費者が主役となる社会を目指して～

を策定しました

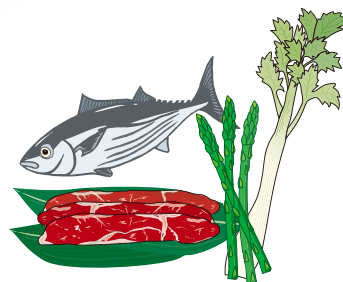
県では、平成23年3月に「新岡山県消費生活基本計画」を策定しました。

この計画は、平成23年度からの5年間を計画期間とし、県行政の各部門における消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

今後とも、消費者が主役となる社会を目指した事業実施に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間



基本目標・重点目標

岡山県消費生活条例に基づく5つの基本目標と、その下に17の重点目標を定めています。

【基本目標Ⅰ】安全・安心な商品・サービスの確保

食品、家庭用品、医薬品、住宅等について安全が確保され、消費者が安心できるよう、指導や監視、情報提供などを行います。

食の安全・安心の確保及び食育の推進については、「岡山県食の安全・安心推進計画」及び「岡山県食育推進計画」と一体的に推進します。

【基本目標Ⅱ】自主的かつ合理的な選択の機会の確保

消費者が自らの意思に基づき、合理的に商品やサービスを選ぶためには、規格や表示等が適正であること、公正・公平な取り引きが行われていること、公正な価格であること、必要な商品やサービスが必要な時に安定して供給されることが必要です。指導や監視、情報提供などを行い、自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図ります。

【基本目標Ⅲ】環境にやさしい消費生活の促進

日常生活において利便性の向上が追求され、経済社会が大量生産、大量消費、大量廃棄型へと移行してきたことの反省から、省資源・省エネルギー等環境に配慮した行動の実践が求められています。消費者が環境に負荷を与えない消費生活を送ることができるよう、適切な情報提供を行うとともに、事業者や消費者と協働した実践・啓発運動を展開します。